

# 令和5年度 久慈中学校いじめ防止基本方針（概要）

※全文については、学校ホームページに掲載

## いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対し、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

## いじめ問題に対する基本的な考え方

久慈中学校は、学校教育目標に掲げる「知性豊かな生徒」「心豊かな生徒」「活力に満ちた生徒」の育成を目指し、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒が安心して、生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。全職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

### 1. 未然防止

- (1)学級や学年、学校が心の居場所となるよう、安心・安全な学校生活を保障します。
- (2)生徒一人一人を認め、自己有用感や自尊感情を育みます。
- (3)わかる授業を実践し、学習への達成感・成就感を持たせます。
- (4)道徳や体験活動を充実させ、豊かな情操と道徳心を養います。
- (5)いじめ問題について考え、話し合いを行い、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける運動など、生徒の主体的な活動を推進します。
- (6)PTAと連携し、いじめ問題への広報啓発を行います。
- (7)情報モラルやインターネット(スマートフォンやSNS等)利用上のきまりの指導を充実させます。

### 2. 早期発見

- (1)日頃から教職員と生徒の信頼関係づくりに努めます。
- (2)一人一人の生徒の日常の生徒の表情や行動の変化に気を配ります。(生活記録ノート等も活用します)
- (3)授業中はもちろん、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に全職員で目を配ります。
- (4)遊びやけんか、ふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいケースについても教職員間で情報交換を密にしながら早期発見に努めます。
- (5)いじめの兆候に気付いた時には、迅速に情報を共有し、適切に対応します。
- (6)地域や関係機関と情報交換を行い、連携を深めます。
- (7)いじめに関するアンケートや教育相談を定期的に行います。
- (8)スクールカウンセラーなど相談窓口を生徒や保護者に紹介します。

### 3. 早期対応

- (1)いじめを発見、あるいは、いじめの通報があったときは速やかに組織的に対応をします。
  - (2)いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の心身の安全を最優先に対応し、いじめた側の生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたります。
  - (3)教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたります。
  - (4)次のような状況を重大事態ととらえ、関係機関と連携し、いじめ問題調査委員会を設置して対応にあたります。
    - ・いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
    - ・いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- \*生徒や保護者から上記の事態の訴えがあったとき。

子供たちは成長の過程でしばしば人間関係上のトラブルを起こすことがある。このような中で、本当に防ぎたいのは自死であり、本当に守りたいのは人権だということを確認したい。(岩手県いじめ問題対策連絡協議会において H27.12.2)

情報や相談はこちらまでお願い致します。

久慈中学校 53-4331